

令和 8 年度
加古川市子育てプラザ子育て支援業務
プロポーザル募集要領

加古川市こども部
こども政策課
(令和 8 年 9 月)

1 趣旨

加古川市では、子育てをしやすい環境づくりや地域の子育て力の向上を目的に、平成16年10月に加古川駅南子育てプラザ、平成19年5月に東加古川子育てプラザを設置した。子育てプラザは、子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供をはじめ、子育てに関する不安や悩みの解消や地域での子育て支援の輪を広げる様々な取組を進めており、今後も本市の地域子育て支援の拠点として重要な役割を担う施設である。

これらを踏まえ、加古川市子育てプラザ子育て支援業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業 務 名

加古川市子育てプラザ子育て支援業務

(2) 業務の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業として、加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザを運営し、乳幼児を持つ親の不安の解消や地域の子育て力の向上を図る。

(3) 業務内容

仕様書のとおり。

(4) 履行期間

令和9年4月1日（木）から令和14年3月31日（水）まで

3 施行予定額（予算額）

（5年間総額）209,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市子育てプラザ子育て支援業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の

選定を受けるものとする。

- (3) 市は、選定の結果、得点が上位 1 位となった者を「契約候補者」、上位 2 位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりにする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

業 務 管 理 者 責 任 者	保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、看護師免許、保健師免許、助産師免許のいずれかを有する者であること。
入札参加資格	加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人であること。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入 札 参 加 停 止 措 置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業 務 実 績	(1) 令和 4 年 4 月 1 日以降に国、地方公共団体が発注した、地域子育て支援拠点事業を元請として 1 年以上運営した業務実績（履行中のものを含む。）を有すること。 (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降に保育施設等を継続して 1 年以上運営した業務実績を有すること。 ※(1)または(2)のいずれかの実績を有すること。
経 営 の 安 定 性	・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式 10) に質問事項を記載のうえ、令和 8 年 10 月 19 日(月) 12 時までに、電子メールによりこども政策課宛に送信すること。メールの件名は「子育てプラザ子育て支援業務に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式 11) により、参加者全員に電子メールで、令和 8 年 10 月 26 日(月) までに回答する。

※ 送信先メールアドレス：kodomo_seisaku@city.kakogawa.lg.jp

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式 1) に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおりこども政策課に提出すること。

① 関係書類

- ・会社概要票(様式 2)
- ・加古川市市税確認承諾書(様式 3)
(課税の有無にかかわらず、提出すること。)
- ・国税に関する納税証明書「その 3 の 3」
(写し可、令和 8 年 9 月 1 日以降に発行したものに限る。)
- ・業務実績調書(様式 4-1、4-2)
 - ※ 業務実績調書については、該当するものを提出すること。
- ・地域子育て支援拠点事業の業務実績を証する契約書等の写し及び業務実績が確認できる仕様書または実績報告書等の写し
- ・保育施設等の業務実績を証する認可通知書等の写し
 - ※ 業務実績を証する写しについては該当するものを提出すること。
- ・会社概要(パンフレットなど任意)
- ・当該業務の業務管理責任者の免許・資格証明書類の写し(保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、看護師免許、保健師免許、助産師免許のいずれか)

② 提出先

加古川市役所 本館 1 階 こども部こども政策課
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

③ 提出方法

直接こども政策課窓口へ持参か、郵送（書留郵便等、送達の記録が残る方法に限る）とする。持参の場合は、平日 9 時から 17 時までに提出すること（12 時から 13 時は除く）。電子メールでの提出は不可。

④ 提出期限

令和 8 年 9 月 28 日（月）17 時 必着

※ 提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式 5）又は「参加資格審査結果通知書」（様式 6）により、令和 8 年 10 月 6 日（火）までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもってこども政策課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式 9）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までにこども政策課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式 7）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

様式は、A 4 サイズとすること。また、提出時は、表紙・目次を除く頁に番号を付番するとともに、バインダー等で左側を綴じること。企画提案書については【様式 8-1】、【様式 8-2】、【様式 8-3】を含め、20 ページ以内とすること。ただし、表紙、目次、子育てプラザを周知するためのホームページ、SNS 等の見本はページ数には含まないものとする。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 9 部

(3) 提出の期限、方法及び提出先

① 提出期限

令和 8 年 11 月 13 日 (金) 17 時必着

② 提出方法

直接こども政策課窓口へ持参か、郵送(書留郵便等、送達の記録が残る方法に限る)とする。持参の場合は、平日 9 時から 17 時までに提出すること(12 時から 13 時は除く)。

電子メールでの提出は不可。

③ 提出先：加古川市役所 本館 1 階 こども部こども政策課
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは失格とする。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 審査(企画提案書及びプレゼンテーションによる審査)

(1) 参加資格を満たす参加者全てを対象として、プレゼンテーションを実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

開催日：令和 8 年 11 月 30 日 (月) (予定)

場 所：加古川市役所 北館 3 階 531 会議室

加古川市加古川町北在家 2718 番地

時 間：準備 5 分、説明 20 分、質疑 15 分を予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書の内容により説明することとし、資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

ウ 参加者の出席者は 3 名以内とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) プレゼンテーションを踏まえた企画提案書等の内容により、契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 12）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 13）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式 14）により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、審査終了後、令和8年12月7日（月）までに通知する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもってこども政策課に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた550点満点中330点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

こども政策課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和8年9月28日（月）17時まで（必着）	様式1～様式4、必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和8年10月6日（火）までに発送	様式5又は様式6	市⇒参加希望者
質問締切	令和8年10月19日（月）12時まで	様式10	参加者⇒市
質問に対する回答	令和8年10月26日（月）17時まで	様式11 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和8年11月13日（金）17時まで（必着）	様式7～様式8 企画提案書 見積書	参加者⇒市
プレゼンテーション	令和8年11月30日（月）	—	
選定結果等の通知	令和8年12月7日（月）まで	様式12～様式14	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和8年12月11日（金）まで	—	—
次点者との協議	令和8年12月18日（金）まで ※	—	—
契約締結日（予定）	令和8年12月下旬	（契約書）	—
業務の履行開始	令和9年4月1日（木）	—	—

※ 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市役所 こども部こども政策課 担当 小巻、川間

電 話：(079) 427-9249

F A X：(079) 424-0346

E-mail：kodomoseisaku@city.kakogawa.lg.jp

以 上